

# 山梨県公報

第三百十三号

令和四年

九月一日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更(四件)……………四七七

○道路の供用開始……………四七八

○浸水想定区域等の決定……………四七八

### 公告

○令和四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………四七九

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………四七九

○令和四年度後期技能検定の実施……………四八〇

○土地改良区役員の就任……………四八三

○公共測量の終了……………四八三

○水防法に基づく水防警報をする河川の指定……………四八四

## 告示

### 山梨県告示第百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年九月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区間	旧新敷地の幅員の別(メートル)	延長(メートル)
----	-----------------	----------

笛吹市石和町砂原字青木六七番一地先から  
笛吹市石和町河内字宮窪九九番五地先まで

旧	七・四〇	五九・九〇	五八七・〇〇
新	五・五〇	四〇・八〇	一七八三・三〇

### 山梨県告示第百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年九月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区間

笛吹市石和町砂原字青木九三番地先から  
笛吹市石和町砂原字青木七六番三地先まで

旧新敷地の幅員の別(メートル)	延長(メートル)
旧 七・二〇	一二七・〇〇
新 一九・二〇	一二四・四〇

### 山梨県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年九月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市白井町字吉間一三九四番一地从先から 笛吹市石和町砂原字青木八二番四地先まで	一一・〇	六・五	四〇・七	一六〇〇・四
	四六・二	一一・〇	五四・三	一一八八・七

**山梨県告示第九十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年九月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市之蔵山梨線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
	一一・〇	六・五	四〇・七	一六〇〇・四
	四六・二	一一・〇	五四・三	一一八八・七

笛吹市一宮町一ノ宮字車居一五六八番八地  
先から  
笛吹市一宮町中尾字橋場六四七番九地先ま  
で

道路の種類	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	供用開始の 期日
	新	旧			
県道 富士河口湖 富士線	五・〇	六・五	二八・九	一四二六・七	令和四年九 月一日
	一五・〇	一一・〇	五四・三	一一八八・七	

**山梨県告示第九十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和四年九月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

**山梨県告示第九十八号**

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定により相模川水系桂川及び宮川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同省令第三条第一項の規定により告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部治水課、富士・東部建設事務所及び富士・東部建設事務所

吉田支所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和四年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

# 公 告

● 令和四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和四年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五四二・九一ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一四三・九二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一二〇・八四ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇七・二五ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六四九・七三ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五四・六八ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	六・二六ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇九〇・八〇ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五四五・八三ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二三・二六ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一七・四一ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、〇五八・二八ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一四三・四二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二七・八〇ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一七〇・九九ヘクタール

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社  
マーケティング株式会社 代表取締役 平田一馬 東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一  
番一  
号
- 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ甲府店 山梨県甲府市国母六丁目六百十七番三外
- 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚孝之 東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一 号	日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田一馬 東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一 号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治 東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹 東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

- 3 変更の年月日 令和元年九月二十五日
- 三 届出年月日 令和四年八月九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和五年一月四日まで

● 令和四年度後期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
令和四年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種

1 特級 特級の検定職種のうち後期（令和四年十月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、铸造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。

2 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工 法 ロータリー式さく井施工 法	パーカッション式さく井工事 作業 ロータリー式さく井工 事作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
工場板金	機械板金加工法 数値制御タ レットパンチプレス板金加工 法	機械板金作業 数値制御タレ ットパンチプレス板金作業

金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
機械検査	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造法 集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
空気圧装置組立て	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器 施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし

3 三級 三級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	アスファルト防水施工法 合成ゴム系シート防水施工法 塩化ビニル系シート防水施工法 改質アスファルトシート工法防水施工法	アスファルト防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 改質アスファルトシート工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	なし	なし
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし

電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
家具製作	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業
テクニカルイラストレーション	なし	テクニカルイラストレーションCAD作業
機械・プラント製図	なし	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし

貴金属装身具製作 なし

なし

4 単一等級 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
電子回路接続	なし	なし

二 試験の方法 実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和四年十二月五日(月) から令和五年二月十二日(日) までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和四年十一月二十八日(月) から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

職種	実施期日
1 一級及び二級 鍛造 機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工	令和五年一月二十二日(日)
2 三級 電気機器組立て 配管 型枠施工	
1 特級 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供	令和五年一月二十九日(日)

服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造

2 一級及び二級 さく井 工場板金 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 パン製造 防水施工 機械・プラント製図

3 三級 時計修理 冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図 貴金属装身具製作

1 一級及び二級 金属ばね製造 半導体製品製造 プリント配線板製造 空気圧装置組立て 建築大工 か わらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 電気製図 塗装	令和五年二月五日(日)
2 三級 機械加工 機械検査 電子機器組立て プリント配線板製造 プラスチック成形 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 電気製図	
3 単一等級 電子回路接続	

(二) 実施場所 甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

ター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し
  - (1) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)
  - (2) 特別永住者証明書又は在留カード
  - (3) 健康保険被保険者証
  - (4) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
  - (5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)
  - (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料
- (一) 実技試験

- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円
- (2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、令和四年四月一日において二十五歳未満の在職中のもの（実技試験の受験申請書を提出した日において雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者に限る。（4）において同じ。）（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 一の検定職種につき九千二百円

- (3) 二級又は三級を受けようとする在校者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。（4）において同じ。）（4）に掲げる者を除く。） 一の検定職種につき一万二千円
- (4) 二級又は三級を受けようとする在校生であつて、令和四年四月一日において二十五歳未満の在職中のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。） 一の検定職種につき三千円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千円

- 3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

- 4 受付期間 令和四年十月三日（月）から同月十四日（金）まで
- 5 提出先 甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）
- 6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申

請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百四十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和五年三月十日（金）に山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、一古沢土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

令和四年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	原田明仁	上野原市秋山五百七十九番地	令和四年八月二日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点測量）
- 二 測量の地域 上野原市大柵地内
- 三 測量の期間 令和四年五月十日から令和四年八月四日まで

● 水防法に基づく水防警報をする河川の指定

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報をする河川を次のとおり指定した。

令和四年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

水系名	河川名	指定区間
相模川	桂川	（左岸）南都留郡山中湖村山中字梁尻千四百六十五番の一地先から 上野原市上野原字境川十四番地先まで （右岸）南都留郡山中湖村山中字梁尻千四百六十五番の二地先から 上野原市鶴島字廻り戸百三十一番の二地先まで
	宮川	（左岸）富士吉田市上吉田字下り山堀向四千九百七番の五地先から 富士吉田市富士見六丁目五千九百四十四番の一地先まで （右岸）富士吉田市上吉田字立石四千九百十九番の二地先から 富士吉田市下吉田東四丁目四千六百九十一番の一地先まで